

「(仮称) 東京都北区暴力団排除条例 (骨子)」に関する パブリックコメント実施結果と区の考え方について

1 意見提出期間 平成24年3月21日(水)～平成24年4月20日(木)

2 意見提出者 提出者人数1名(メール)

3 意見総数 2件

4 意見の要旨と区の考え方

No	意見(要旨)	区の考え方
1	<p>○適用上の注意</p> <p>この条例が、区や警察の恣意的な解釈で適用されるのではないかと懸念がある。</p> <p>区民等の不安をなくすため、「適用上の注意」を条文に追加していただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、本条例の適用に当たっては細心の注意が必要であると考えています。</p> <p>そこで、「適用上の注意」を新たに規定し、区民等の権利を不当に侵害しないよう十分に配慮していきます(第4条に規定)。</p>
2	<p>○区民等の安全確保のための措置</p> <p>一般市民が「暴力団を恐れないこと」といわれても踏み切りにくい。暴力団によると思われる事件も全国で発生しており、区民等の不安をなくすため、「区民等の安全確保のための措置」を条文に追加していただきたい。</p>	<p>区としても、区民等が安心して暴力団排除に取り組むことができるようにするためには、区民等の安全確保が重要と考えています。</p> <p>そこで、「安全の確保への配慮」の規定を追加し、警察等と連携して暴力団排除活動に取り組む区民等の安全確保を進めてまいります(第11条第2項に規定)。</p>

※ 区民等とは、区民及び事業者をいいます(本条例第2条第4号)。